

平成十二年政令第二百九十九号

社会資本整備審議会令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。（委員等の任命）

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に係る地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
公共用地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）及び公共用地の取得に関する特別措置法	公共用地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
地分科（昭和三十六年法律第百五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	地分科
産業分一	法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（不動産業に関するものに限る。）をつかさどること。
科会	二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
住宅宅一	法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（宅地及び住宅に関するものに限り地分科。）をつかさどること。
会	二 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）及び住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部

を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	都市計法（昭和二十五年法律第五十五号）及び都市計画法（昭和四十二年法律第四号）及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により、並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	河川分津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第三条第三項（同条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。）及び第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	道路分道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	科会	建築分一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（建築、建築士及び官公庁施設に関するものに限る。）をつかさどること。	科会	二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。	3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。	4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。	5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。	6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。（部会）	第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。	2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。	3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。	4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。	5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。	6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。	7 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。（幹事）	第八条 審議会に、幹事を置く。	2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。	3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項について、委員及び臨時委員を補佐する。
---	--	--	---	----	---	----	---	--	---------------------------------------	------------------------	---	---	--	--------------------------------	--	------------------------------------	----------------------	--	--	-----------------	-----------------------------------	--

（令和五年九月一三日政令第二八〇号）抄

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。